

# 新制度未移行園における副食費の算出と補足給付事業について

- ・給食費として施設が徴収する費用のうち「副食材料費相当分」が対象（月額4500円上限）。  
人件費・主食費等は除く。副食材料費は、主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（おやつ含む）
- ・副食材料費相当分は、事業の実施主体である市町村・給食の提供主体である各園が合理的だと思ふ方法で算出することを基本。
- ・一方、外部搬入により給食を実施している場合など、現行実費徴収している給食費は、副食材料費相当分・その他の費用を一体的に徴収しており、各園で副食材料費相当分を算出することが困難な可能性がある。
- ・また、各個人単位で1食ごとに実際に要した経費（副食材料費相当額）を算出・積み上げを行うことは困難であるという指摘が存在。  
**副食材料費相当額に係る算出方法例として、国から下記のとおりお示した上で、各市区町村において、これを参考に算出方法を判断いただく。**

実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則（「1食あたり副食材料費相当額」を算出の上、提供を受けた給食日数との積により算出）。「1食あたり副食材料費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食材料費相当額」を提示できない等）に限り、例外的に便宜的な算出方法を用いることができることとする。

給食の実施方法	副食材料費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、 各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し 「1食あたり副食材料相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法 ても可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食あたり副食材料相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法 ても可

「1日あたり副食材料相当額」の便宜的な算出方法案

園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」（市区町村に所在する他施設等の情報から推計。）

園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」（市区町村に所在する他施設等の情報から推計。

仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）

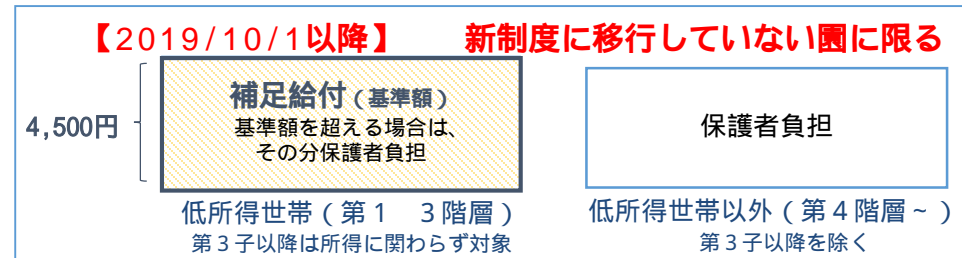
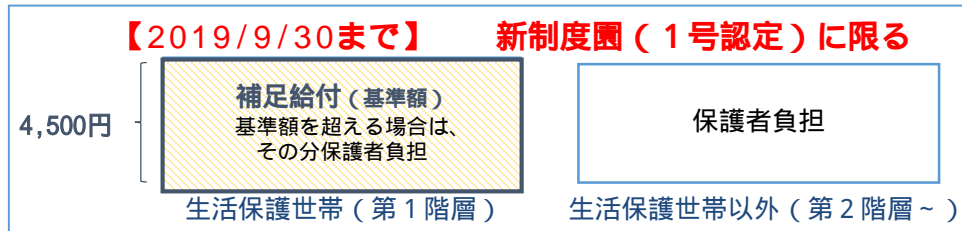
一律230円 給付上限月額（4500円）/1号通園日数（20日） 日額平均（230円）

# 副食費の施設による徴収に係る補足給付事業について

## 1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている 食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

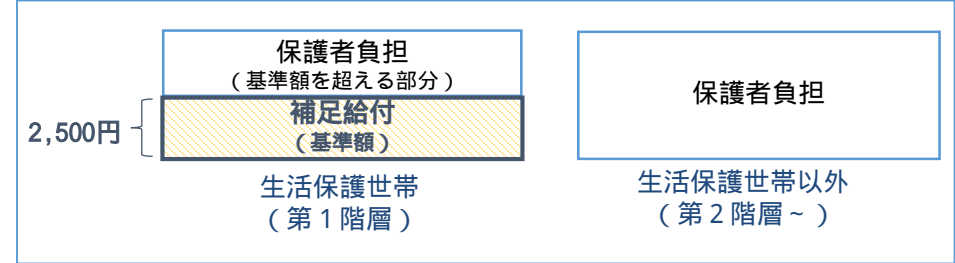
### 給食費（副食材料費）



2019/10/1以降における新制度園（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定  
特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

[変更なし]

### 教材費・行事費等（給食費以外）



## 3. 市町村における補足給付事業実施の考え方

- ・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
- ・事業の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）。

## 2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

### <令和元年度補助単価（1人当たり月額）>

給食費（副食材料費）	4,500円
教材費・行事費等（給食費以外）	2,500円

### <実績（平成29年度）>

給食費（副食材料費）  
1号認定：388か所、832人

教材費・行事費等  
1号認定：558か所、799人  
2号認定：3,373か所、7,652人  
3号認定：2,381か所、3,035人

か所数については重複あり